

1. <施策の概要>

基本理念	未来をひらく文化と環境のまちづくり	統括課	住民部 人権啓発課
基本方針	人権尊重と男女共同参画		
施策名	人権	関連課	
方針・目標等	◆人権教育・啓発の推進 ◆人権意識の高揚 ◆人権問題解決のためのネットワーク構築 ◆差別のないまちづくり		
実施内容	◆関係機関との連携による各種人権問題等への対応 ◆人権啓発講座の実施 ◆人権センター(交流会館・児童館)での各種事業の実施		

2. <指標の設定>

	重点	指標名	単位	他団体比較 団体名／実績／年度		算式・引用等	
①	○	人権啓発講座・関連事業参加者数	名			人権啓発課調べ	
②		交流会館利用者数	名			人権啓発課調べ	
③		児童館(教育集会所含む)利用者数	名			人権啓発課調べ	
④		各種啓発物品配布数	個			人権啓発課調べ	
⑤							
		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(試算)	H26(試算)
①	目標	3,138	3,438	3,061	2,727	3,115	3,165
	実績	2,492	2,515	2,428	1,737		
②	目標	－	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	実績	－	1,888	1,207	1,892		
③	目標	－	5,500	5,500	4,900	3,700	3,700
	実績	6,330	5,715	4,897	3,652		
④	目標	4,850	4,850	4,500	4,400	4,400	4,400
	実績	4,850	4,850	4,400	4,400		
⑤	目標						
	実績						

3-1. <指標から読み取れる成果と課題>

・平成14年3月の同和対策事業特別措置法の失効に伴ない、人権センターは交流会館、教育集会所、児童館、老人いこいの家を統合し、人権問題解決と住民交流の拠点として活用されている。

・過去の同和対策事業の成果を損ねることなく、地元地域の自立支援を行っており、人権問題として広く住民に啓発している。

3-2. <住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点>

・同和対策特別措置法失効後も残る、産業、就労、教育等の課題や差別問題への取り組みが必要である。

4-1. ＜施策を構成する事業＞

重点	部 門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 ＜単位：千円＞					
		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(予算)	H26(試算)
1	○ 人権啓発課	14,763	14,831	15,194	16,514	19,575	19,575
	人権センター運営事業(隣保館事業)	2,056	2,545	3,439	2,335	5,396	5,396
	一般事業 113	1,125	1,418	1,783	1,407	3,291	3,291
2	○ 人権啓発課	1,973	1,825	1,910	3,430	3,510	3,510
	地域交流促進事業	462	416	446	341	421	421
	一般事業 115	88	128	117	86	113	113
3	○ 人権啓発課	12,700	12,381	17,689	19,597	20,058	20,058
	人権センター運営事業(児童館運営管理事業)	1,299	1,358	1,306	1,211	1,672	1,672
	一般事業 137	1,299	1,358	1,306	1,211	1,672	1,672
4	人権啓発課	6,268	3,714	3,700	3,823	4,006	4,006
	人権啓発事業	1,289	1,268	1,221	1,207	1,391	1,391
	一般事業 111	1,249	1,217	1,158	1,157	1,341	1,341
5	人権啓発課	6,592	6,457	6,229	7,252	7,363	7,363
	人権啓発推進委員会運営事業	1,210	1,219	1,018	1,165	1,276	1,276
	一般事業 111	633	631	511	585	638	638
6	人権啓発課	2,672	2,560	1,817	1,935	1,944	1,944
	社会を明るくする運動事業	113	114	119	109	118	118
	一般事業 113	113	114	119	109	118	118
7	人権啓発課	4,034	3,596	3,492	4,711	4,311	4,311
	地域交流活性化支援事業	1,233	910	779	833	433	433
	一般事業 115	642	492	424	461	300	300
8							
9							
10							

4-2. ＜施策を構成する事業の成果と課題＞

・平成14年度から一般事業として実施されることとなった各種事業では、近隣地区住民の参加を得て、住民交流の拠点である人権センターでの交流事業を実施することができた。

・講演会などのイベントを開催することで、人権に関する理解や認識が徐々に深まってきた。今後も、精華町人権教育・啓発推進計画に基づいてあらゆる人権問題に取り組むことが必要である。

・人権センター(交流会館・児童館)は大規模改修から20年が経過し老朽化が目立つ。交流会館は京都府の補助金を活用し改修を行う予定で、25年度に施設の耐震診断を行う。児童館は補助制度を模索している。

5. ＜施策の今後の方向性＞

・同和問題の解消をはじめ、人権が尊重された社会を実現するため、人権教育や啓発、相談活動、生活環境の整備を推進し、住民とともに人権尊重のまちづくりに取り組んでいく。

・住民交流の拠点として継続活用するため、交流会館の耐震診断を行い、その結果によって、改修や修繕等の計画策定を進める。